

令和4年4月8日

関係各位

香川県商工労働部産業政策課

### 感染拡大防止対策期における対策について

現下の全国的な感染状況については、新規感染者数が増加傾向にある地域が多くなっており、この増加傾向がリバウンドにつながっていくかどうか慎重な評価が必要な状況となっています。

本県においては、新規感染者数が300人台で推移し、ほぼ横ばいの状況となっていますが、30歳代までの若い世代の感染者が全体の約6割と多く、ほとんどの方が無症状か軽症であるため、直近における医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率は30%を下回り、重症確保病床使用率も10%を下回って推移していることから、医療提供体制が十分に確保され、医療が必要な方に適切な対応ができている状況にあるものと考えています。

しかしながら、オミクロン株の非常に強い感染力から、依然として、児童福祉施設等や高齢者施設等において、クラスターが発生しており、引き続き、高い警戒態勢を維持していく必要があることを踏まえ、本県の対策期については、現行の「感染拡大防止対策期」を4月24日まで継続することといたします。

県民の皆さまには、引き続き、大切な家族や友人、仲間に感染させることがないように、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「不織布マスクの着用」などをはじめとした基本的な感染防止策の徹底に加えて、特に、オミクロン株の特徴を踏まえ、家庭内においても、定期的な換気やこまめな手洗いの徹底などをお願いいたします。

また、事業所などの職場においても、依然としてクラスターが多く発生していることから、基本的な感染防止対策の徹底に加えて、ドアノブ、手すりなど複数人が触る共用部分すべての消毒、休憩室・更衣室・喫煙所など「居場所の切り替わり」での会話時のマスク着用や「三つの密」の回避、食堂・社員寮などの集団生活の場での感染対策（手洗いや手指消毒、会話時のマスク着用など）の徹底などをお願いいたします。

つきましては、貴社（団体）におかれまして、「知事から「感染拡大防止対策期」における県民の皆さまへのお願い」（[資料1](#)）、「児童福祉施設等、高齢者施設等における感染対策徹底のお願い」（[資料2](#)）、「事業所における感染対策徹底のお願い」（[資料3](#)）、「感染拡大防止対策期における対策について」（[資料4](#)）を職員の皆様及び関係先へご周知いただきますとともに、感染防止対策の徹底につきまして、引き続きご協力をお願いいたします。

○お問い合わせ先  
香川県商工労働部産業政策課  
担当 福江・佐藤  
TEL 087-832-3350